日本救急医学会中部地方会細則

第1章 役員の選任

第1条 役員の選任は、本会会則によるほかはこの細則に従う。

第2条 会長および次期会長は、幹事のなかから選任する。

第3条 代表理事および監事に欠員が生じた場合には、すみやかに理事会を招集し、これを補充する。

第2章 理事、幹事および監事

第4条 理事、幹事および監事の選出は、本会会則によるほかはこの細則に従う。

(資格)

第5条 幹事は、次に定める有資格者の中から選任される。

- (1)日本救急医学会中部地方会の会員であること
- (2)会費を完納していること
- (3)幹事被推薦者は、幹事2名が署名捺印した申請書を、幹事会開催の1週間前までに事務局へ提出していること
- 第6条 理事は、次に定める有資格者の中から選任される。
 - (1)日本救急医学会中部地方会の幹事であること
 - (2)会費を完納していること
 - (3)理事被推薦者は、理事2名が署名捺印した申請書を、理事会開催の1週間前までに事務局へ提出していること
 - (4)理事会において選出される若手理事は、選出の事業年度において満 45 歳未満であること
- 第7条 監事は、次に定める有資格者の中から選任される。
 - (1)日本救急医学会中部地方会の会員であること
 - (2)会費を完納していること
 - (3)理事に就任している者が監事に選任された場合は、監事就任期間中に限り、理事の職を解く。
- 第8条 正当な理由なくして、連続3年間にわたり理事会および幹事会を欠席した者は、資格を失い次期再任の資格を 喪失する。この場合は、委任状は出席として認めない。

(選任)

第9条 理事、幹事および監事の選任は、理事会および幹事会の承認を要する。

(定数)

第10条 理事および幹事の定数については、以下に従う。

- 1 同一施設からの理事の選出は、原則として 1 名とする。若手理事と医師以外の職種に関してはその限りではない。
- 2 若手理事数は1名とする。
- 3 看護師の幹事数は、各県2名以上とする。看護師の理事数は2名までとする。
- 4 消防の幹事数は、若干名とし各県消防長会から指名された者1名を含むものとする。消防の理事数は1名とする。
- 5 薬剤師の幹事数は若干名とする。薬剤師の理事数は1名とする。
- 6 診療放射線技師の幹事数は若干名とする。診療放射線技師の理事数は1名とする。

第3章 会費

第11条 本会の年会費は、次のとおりとする。

(1)個人会員(幹事(医師)以外) 3,000 円 (2)個人会員(幹事(医師)) 6,000 円 (3)消防団体会員 10,000 円 (4)賛 助 会 員 30,000 円 (5)名 誉 会 員 免 除

第4章 補則

第12条 この細則の改正は、理事会および幹事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

- この細則は、平成24年1月1日から施行する。
- この改正細則は、平成26年11月29日から施行する。
- この改正細則は、平成28年12月3日から施行する。
- この改正細則は、平成29年11月18日から施行する。
- この改正細則は、令和元年11月23日から施行する。
- この改正細則は、令和6年6月24日から施行する。